

令和3年3月15日
電力・ガス取引監視等委員会

「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定に関する建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定に関して、経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 概要

令和3年度から開設される需給調整市場の詳細な監視のあり方等については、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、令和元年12月から令和2年12月まで8回にわたり議論を積み重ね、「需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について」をとりまとめました。

本とりまとめでは、需給調整市場において不適正な取引を防止するため、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加え、市場支配力を有する可能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講ずることとし、事前的措置の詳細については、別途、「需給調整市場ガイドライン」を制定することとされています。

上記を踏まえ、今般、「適正な電力取引についての指針」の改定案及び「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成し、令和3年1月29日から2月28日までの間、パブリックコメントに付してきたところです。

本日の第316回電力・ガス取引監視等委員会において、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえ検討の上、別添1のとおり「適正な電力取引についての指針」の改定を行うこと、また、別添2のとおり「需給調整市場ガイドライン」の制定を行うことについて、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、経済産業大臣に建議いたしました。

2. 添付資料

○「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定に関する建議について

※委員会資料はこちら。

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/316_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:三浦
電話:03-3501-1585(直通)